

12/9 (水) の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 12月 9日 (水) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度「北海道ゼロ・エミ大賞」を募集します！		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「北海道ゼロ・エミ大賞」の表彰対象となる、廃棄物の発生抑制や二酸化炭素の排出抑制などに取り組む事業者の募集を開始します。 今回から新たに「二酸化炭素」の排出抑制の取組も対象に追加しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 表彰対象 廃棄物等の発生・排出抑制、二酸化炭素の排出抑制又はその両方に関する取組を行う道内に所在する事業所のうち、その取組が優良であると認められるもの</p> <p>2 募集期間 令和2年(2020年)12月9日(水)～令和3年(2021年)年1月15日(金)</p> <p>3 表彰区分・表彰数 大賞：1件、優秀賞：3件 程度</p> <p>4 応募方法 応募用紙等の必要書類を下記連絡先まで郵送又は持参</p> <p>5 選考方法 有識者などで構成する「北海道ゼロ・エミ大賞選考懇談会」の意見を聴いた上で道において決定します</p>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度北海道ゼロ・エミ大賞募集チラシ(別紙1のとおり) ・令和2年度北海道ゼロ・エミ大賞応募要領(別紙2のとおり) ・北海道ゼロ・エミ大賞のwebページ(北海道環境生活部環境局気候変動対策課) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/zeroemi/index.htm 		
報道(取材)に当たってのお願い	優良な取組を表彰し、その取組を広く周知することで、道内事業所における廃棄物等の発生・排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及につなげるため、積極的に報道いただきますようお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付(場所)		
	同時レク		
担当(連絡先)	環境生活部環境局気候変動対策課 (主幹(民間連携) 岡田 朋子) TEL: 011-204-5197 (ダイヤルイン) 内線 24-305		

令和2年度 北海道ゼロ・エミ大賞

今回からCO2削減の
取組も追加しました！

道内事業所における
廃棄物の発生抑制、二酸化炭素
の排出抑制などの取組を表彰し
ます！

【取組例】

- ★ 工事現場の廃棄物を大幅削減！
- ★ 地域のバイオマスを連携して活用！
- ★ エネルギー効率の良い社屋に改築！

応募期限 2021年1月15日(金)

制度概要

北海道ゼロ・エミ大賞は、「廃棄物等」の発生・排出抑制、「二酸化炭素」の排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及を促し、循環型社会の形成促進と地球温暖化防止に資するため、道内で模範的な取組を行っている事業所を表彰する制度です。

表彰対象

次の取組を行い、優良であると認められる道内の事業所（本社所在地が道外であっても可）

- 一事業所による取組
自ら行う廃棄物等の発生・排出抑制、又は二酸化炭素の排出抑制に関する取組
- 地域の事業者連携による取組
 - ・ 廃棄物等の排出事業者と連携した利活用を行う事業者による再生利用・減量化の取組
 - ・ 事業者が連携し、効率的なエネルギー利用の仕組みを構築するなどの、二酸化炭素の排出抑制の取組

表彰（大賞1件、優秀賞3件程度）

受賞企業については、表彰式にて賞状と副賞を贈呈するほか、道のwebページや普及啓発冊子「3Rハンドブック」への掲載などにより、積極的なPRをいたします。

令和元年度受賞企業

- 大賞：(株)北都（釧路市）
- 優秀賞：(株)北海道スカラップ（鹿部町）

※令和2年度環境大臣表彰も受賞しました！

詳しくはwebサイトをご覧ください！

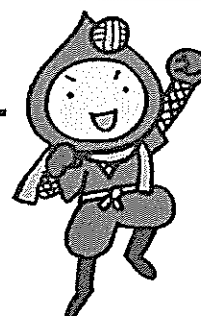
北海道ゼロ・エミ大賞



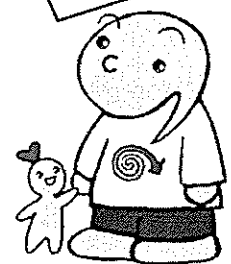
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/zeroemi/>

【応募先・問い合わせ】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局 気候変動対策課 民間連携担当
TEL：011-231-4111（内線24-206）
（月曜日から金曜日までの平日8:45～17:30）



環境忍者 えこの助



ぐりんちゃん

ぐるりん

北海道リサイクルイメージキャラクター

令和2年度「北海道ゼロ・エミ大賞」応募要領

1 制度概要

「北海道ゼロ・エミ大賞」は、道内に所在する事業所における、「廃棄物等*」の発生・排出抑制及び「二酸化炭素」の排出抑制に関する取組が、他の事業所の模範となるものについて表彰する制度です。

* 廃棄物等：循環型社会形成推進基本法第2条第2項で定義される廃棄物等

2 表彰対象

次の取組を行う、優良であると認められる道内の事業所（本社所在地が道外であっても可）を表彰の対象とします。

●事業所による取組

一事業所において、自ら行う廃棄物等の発生・排出抑制及び二酸化炭素の排出抑制に関する取組

例) 工場において、生産工程で生じる副産物を徹底的に再資源化

例) 農場において、家畜ふん尿のメタン発酵により生じる消化液を活用

例) 社屋改築時に、木造化と効率的なエネルギー循環システムを導入

●地域の事業者連携による取組（別紙「地域連携の取組例」を参照）

(1) 廃棄物等の排出事業者と利活用による事業者との減量化の取組

(2) 熱利用をはじめ効率的なエネルギー利用の仕組みを構築するなど、二酸化炭素の排出抑制への取組

【表彰対象外】

応募時点で、次のいずれかに該当するものは、表彰の対象としません。

(1) 応募者（本人又は法人の登記上の役員）が、次のいずれかに該当するもの

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 刑事事件に関して、現に起訴されているもの

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しないもの

エ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しないもの

オ 執行猶予付きの刑において、当該執行猶予期間を経過しないもの

カ その他表彰することが適当でないと思われるもの

(2) 事業所が、次のいずれかに該当するもの

ア 環境関係法令に基づく許可、届出、協議等が適正に行われていないもの

イ 過去に環境関係法令の違反を事由として行政処分を受け、その処分の執行が終わった日から5年を経過しないもの

ウ 道内において事業活動を開始してから1年を経過しないもの

エ 過去に北海道ゼロ・エミ大賞の表彰を受けたもの

3 応募方法

(1) 書類の提出

次の応募用紙等を郵送又は持参により提出してください。

※ 様式、記載例については、道のwebページからダウンロードできます（下記6参照）。

提出書類	提出部数等
応募用紙又は推薦書	各10部（正本1部、副本9部） ※ 電子データがあるものは、書類と併せて電子データも提出してください。 （CD-R、メール添付等による）
取組内容説明書	
事業内容等を紹介したパンフレット	
【地域連携の取組の場合】 事業者間の連携関係を示す書類（契約書等）	

(2) 応募締切

令和3年(2021年) 1月15日(金)【必着】

※ 持参の場合の受付時間は平日8時45分から17時30分まで

4 選考

有識者などで構成する「北海道ゼロ・エミ大賞選考懇談会」の意見を聴き、他の事業所への普及可能性、直接的な効果、工夫の程度や継続性などについて評価した上で、北海道が決定します。

5 表彰

(1) 表彰区分・表彰数

大賞：1件、優秀賞：3件

※ 選考の結果により、表彰数を変更する場合があります。

(2) 表彰の方法

賞状と副賞を贈呈します。

(3) その他

- ・受賞した取組については、①表彰式の実施、②道webページでの公表、③普及啓発冊子「3Rハンドブック」での紹介、④国の表彰への推薦、などによりPRします。
- ・また、受賞した取組は「北海道グリーン・ビズ認定制度」の「創意あふれる取組」に認定され、金融機関での優遇融資などのメリットを受けられます。

6 応募用紙等の提出先・問い合わせ先

〒060-8588

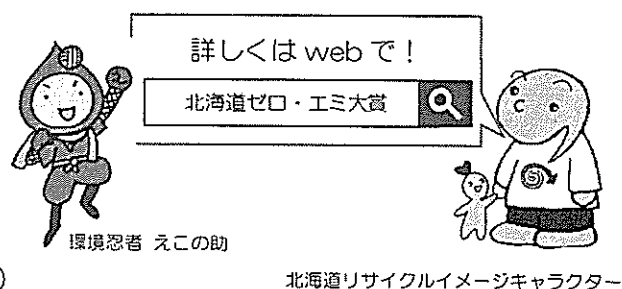
札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境局気候変動対策課

民間連携 担当：久保島

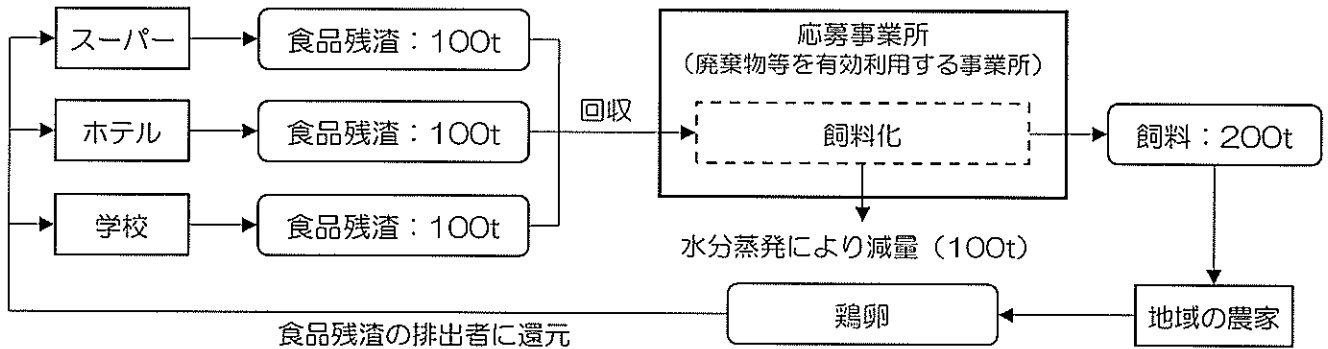
TEL：011-231-4111（内線 24-206）

Web：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/zeroemi/index.htm>



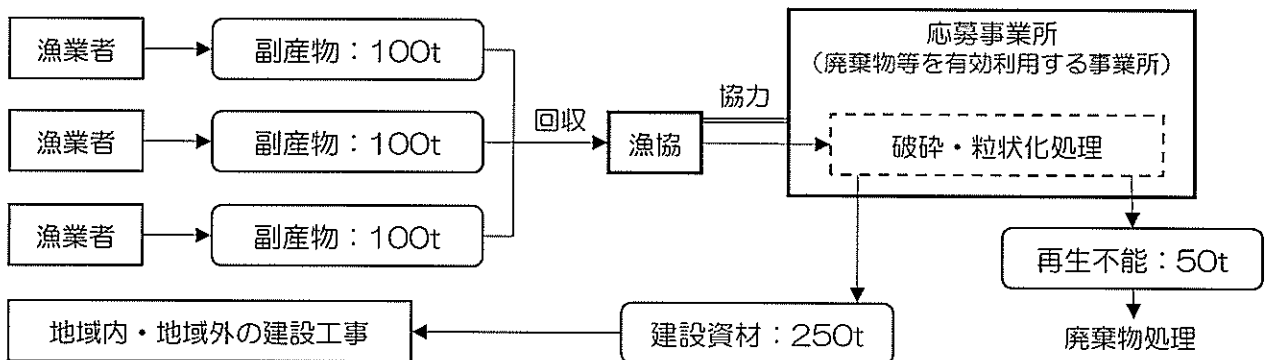
北海道リサイクルイメージキャラクター

● 地域連携の取組例 1 (複数の排出事業者等との連携)



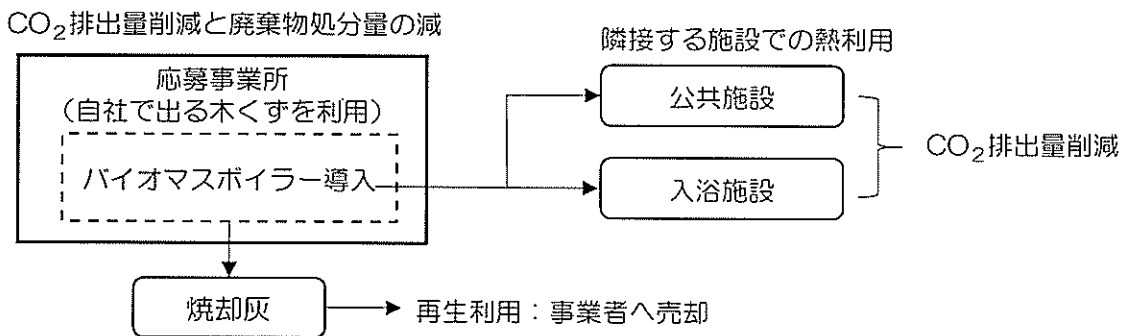
★ 排出者との協力で食品残渣を無償回収して飼料を製造し、その飼料を用いて作られた鶏卵を排出者に還元 (廃棄物等の削減量は300 t)

● 地域連携の取組例 2 (一次産業との連携)



★ 地域の漁協と協力して漁業副産物を回収し、建設資材を製造して地域内や地域外で活用 (廃棄物等の削減量は250 t)

● 地域連携の取組例 3 (二酸化炭素排出削減に係る地域連携の例)



★ 自社で排出される木くずを燃料とするボイラーを導入し、自社での利用はもとより、隣接する公共施設などで廃熱を利用することにより、CO₂排出量を削減。

あわせて、燃烧後発生する焼却灰を、再生品原料として売却することにより、廃棄物の減量化を図る。